

平成 2 8 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 28 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

1. 平成 28 年 3 月 30 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員	雨田 賢	2 番議員	山本 景
3 番議員	岡田 伴昌	4 番議員	野口 陽輔
5 番議員	新 雅人	6 番議員	中上 さち子
7 番議員	藤本 美佐子	9 番議員	森本 勉
10 番議員	曾田 平治	11 番議員	大川 泰生
12 番議員	岸田 敦子		

1. 欠席議員次のとおり

8 番議員 大矢 克巳

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 土井 一憲  
副管理者 黒田 実  
副管理者 森川 一史  
四條畷市都市整備部長 吐田 昭治郎  
交野市環境部長 奥西 隆

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄  
資源循環施設整備室長 田中 万亀夫  
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹  
事務局次長兼管理課長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一  
資源循環施設整備室副参事兼室長代理 二神 和則  
総務課長 太田 広治  
総務課長代理兼会計課主任 木邨 信吉

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	会議録署名議員指名
日程第 2	会期決定について
日程第 3 議案第 1 号	四條畷市交野市清掃施設組合行政財産使用料条例の制定について
日程第 4 議案第 2 号	四條畷市交野市清掃施設組合職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第 5 議案第 3 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第6 議案第4号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第7号 平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について
- 日程第10 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第11 一般質問

(時に 14 時 00 分)

1. 議 長 (野口陽輔君) 皆さん、こんにちは。

本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から、平成 28 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を開会いたします。

開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者 (土井一憲君) 皆様、こんにちは。

定例会が開会されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の第 1 回定例会におきましては、四條畷市交野市清掃施設組合行政財産使用料条例の制定をはじめとした条例に関する 5 議案と、平成 27 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 3 号) 及び、平成 28 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算の予算に関する 2 議案、並びに監査委員の選任の同意についてを、お願い申し上げます。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決並びにご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本日の定例会終了後、少々お時間をいただきまして、新ごみ処理施設建設工事の進捗状況のご報告を申し上げたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議 長 (野口陽輔君) ありがとうございます。それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長 (北崎文雄君) それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況について、ご報告申し上げます。大矢議員さんから欠席の旨、議長あてにご報告がございましたので、本日は 11 名のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告を申し上げます。

去る 1 月 25 日には 12 月分の現金出納検査を、2 月 24 日には 1 月分の現金出納検査を、3 月 17 日には 2 月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管しておりますので、併せてご報告を申し上げます。以上でございます。

1. 議 長 (野口陽輔君) 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりでございます。日程第 1 会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により議長において指名申し上げます。9 番森本議員、10 番曾田議員を指名いたします。

1. 議 長 (野口陽輔君) 日程第 2 会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。平成 28 年 3 月 30 日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回における会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長 (野口陽輔君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

1. 議 長 (野口陽輔君) 日程第 3、議案第 1 号四條畷市交野市清掃施設組合行政財産使用料条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（野口陽輔君）朗読が終わりましたので、理事者より議案第1号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者（土井一憲君）ただ今、議題となりました議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合行政財産使用料条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第292条の規定において準用する同法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可に伴う行政財産使用料の徴収について、規定を定めたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君）引き続きまして、議案第1号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君）ただいま議題となりました、議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合行政財産使用料条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する、同法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可に伴い、行政財産の使用に係る使用料について定めようとするため、条例を制定しようとするものでございます。

この条例は、これまで構成市の条例等の準用又は例によっていたものを、この度、独自条例として定めようとするもので、これは、平成28年度において、本組合の所有する関連事業用地に、交野市水道局の水道施設の設置工事が行われることとなりますことから、その取り扱いを定めるため、今回、上程させていただいております。

なお、これまでの議会の中でご答弁申し上げておりますように、構成市の条例等の準用、又は例によっていたものについては、新ごみ処理施設稼働までに、独自条例の制定に向けて、今後順次、議会へ上程させていただく予定をしております。

それでは、内容のご説明を申し上げますので、議案書の議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合行政財産使用料条例の制定についてをご覧いただきたいと存じます。

まず、第1条では、この条例の趣旨を規定してございます。第2条では、行政財産の使用をしようとする者の使用料の納付についてを、第3条では、使用料の額について、行政財産の区分第1号から第3号に従い、それぞれにおいて、算定方式を定めてございます。第4条では、使用料の納付の時期についてを、第5条では、既納の使用料の還付について定めてございます。第6条では、次のページにわたりますが、使用料の減額又は免除することができる規定を、第1号から第4号までを、それぞれ定めてございます。第7条では、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定めるものと規定してございます。

附則におきましては、この条例の施行期日を平成28年4月1日とすることを定めてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合行政財産使用料条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

1. 議長（野口陽輔君）提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討

論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(野口陽輔君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合行政財産使用料条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長(野口陽輔君) ご異議なしと認めます。よって議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合行政財産使用料条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長(野口陽輔君) 日程第4、議案第2号四條畷市交野市清掃施設組合職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局(奥田浩樹君) (議案書にて朗読)

1. 議長(野口陽輔君) 朗読が終わりましたので、理事者より議案第2号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者(土井一憲君) ただ今、議題となりました議案第2号四條畷市交野市清掃施設組合職員の退職管理に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部改正により、退職管理の適正を確保するための規制や届出等に関する規定が設けられたことに伴い、本組合においてこの制度を導入したく、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長(野口陽輔君) 引き続きまして、議案第2号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長(北崎文雄君) ただいま議題となりました、議案第2号四條畷市交野市清掃施設組合職員の退職管理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例につきましては、構成両市の3月議会に上程されております内容と同様のものがございます。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正により、退職管理の適正を確保するための規制や、届出等に関する規定が設けられることに伴い、本組合において、この制度を導入するために条例を制定しようとするものでございます。

それでは、内容のご説明を申し上げますので、議案書の議案第2号四條畷市交野市清掃施設組合職員の退職管理に関する条例の制定についてをご覧いただきたいと存じます。

まず第1条では、この条例の趣旨を規定してございます。第2条では、再就職者による依頼等の規制としまして、営利企業等に再就職した組合元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に、国の部長又は課長相当職に就いた者は、当該職に就いていた時に在職していた、執行機関の組織等の職員に対し、再就職者が在籍している営利企業等と組合との間で締結される契約や、当該営利企業等に対する処分に関する事務であって、離職した日の5年前より前の職務に属するものに関し、離職後2年間職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼をしてはならないことを定めるものでございます。第3条では、任命権者への届出として、管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)、又は営利企業の地位に就いた場合、日々雇い入れられる者となった場合を除き、

任命権者に届け出なければならないことを定めるものでございます。

附則におきましては、この条例の施行期日を改正法と同日の平成28年4月1日とすることを定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号四條畷市交野市清掃施設組合職員の退職管理に関する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

1. 議長（野口陽輔君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
1. 2番（山本 景君 はい
1. 議長（野口陽輔君） 2番山本議員
1. 2番議員（山本 景君） 内容でちょっと教えてもらいたいんですけど、確かにこれ再就職者による依頼等は規制されておりますけれども、再就職の現職の職員に、再就職のあっせんについて規制がされていないのは何故かというのと、あと、規制期間が離職後2年間、これ府とかとだいぶ違ってますけど、2年間という根拠は何故なのでしょう。
1. 議長（野口陽輔君） 暫時休憩します。

（時に14時15分）

（時に14時21分）

1. 議長（野口陽輔君） それでは山本議員の質問の途中ではございましたが、これより再開いたします。事務局。
1. 事務局（奥田浩樹君） すいません。今の山本議員さんからの質疑でございますが、1点目、2点目につきましても、今回は地方公務員法の一部改正ということで、法の趣旨に則って改正をさせていただくものでございますので、どうぞよろしくご理解の方いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。
1. 議長（野口陽輔君） 他に質疑はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（野口陽輔君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号四條畷市交野市清掃施設組合職員の退職管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
1. 2番議員（山本 景君） 異議あり。
1. 議長（野口陽輔君） ご異議があるようですので、お諮りいたします。議案第2号四條畷市交野市清掃施設組合職員の退職管理に関する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
1. 議長（野口陽輔君） 起立多数であります。よって議案第2号四條畷市交野市清掃施設組合職員の退職管理に関する条例の制定については、可決されました。

1. 議 長（野口陽輔君） 日程第5、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管 理 者（土井一憲君） ただ今、議題となりました議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正により、不服申立ての手続きが審査請求に一元化されたことなどから、用語の整理を行うほか、関係条例における規定の整備を図りたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 引き続きまして、議案第3号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、構成両市の3月議会に上程されております内容で、組合に該当する内容は同様のものがございます。

本案につきましては、行政不服審査法が全部改正され、不服申立ての手続きが審査請求に一元化されたことなどから、「不服申立て」とある箇所は「審査請求」に改めるなど、用語の整理を行うほか、関係条例における規定の整備を図るため、条例を制定しようとするものがございます。

それでは、議案書の議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてと、参考資料の新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと存じます。

なお、説明につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、参考資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、第1条による改正としまして、四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の一部改正でございますが、新たに、第18条の前に、第17条の2（審査員の指名の適用除外）を規定するもので、開示決定等又は、開示請求に係る不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は適用しないことを定めるものがございます。

このほか、本条例につきましては、「不服申立て」とある箇所を「審査請求」に改めるなど、用語の整理を行うものがございます。

次に、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。第2条による改正としまして、四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございますが、本条例につきましては、「不服申立て」とある箇所を「審査請求」に改めるなど、用語の整理を行うものがございます。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。第3条による改正としまして、四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護審査会条例の一部改正でございますが、新たに、第36条の前に、第35条の2（審査員の指名の適用除外）を規定するもので、開示決定等、訂正決定等、利用停止に関する決定等又は開示請求、訂正若しくは利用停止請求に係る不作為に係る行政不服審査法



(平成 26 年法律第 68 号) による審査請求 (以下「審査請求」という。) については、同法第 9 条第 1 項本文の規定は適用しないことを定めるものでございます。

このほか、本条例につきましては、「請求者」とある箇所を「開示請求者」に、「不服申立て」とある箇所を「審査請求」に改めるなど、用語の整理を行うものでございます。

次に、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと存じます。次に、第 4 条による改正としまして、四條畷市交野市清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

議案書をご覧いただきたいと存じます。附則につきましては、この条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日とすることを定めてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 3 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

1. 議 長 (野口陽輔君) 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (野口陽輔君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (野口陽輔君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第 3 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長 (野口陽輔君) ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長 (野口陽輔君) 日程第 6、議案第 4 号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局 (奥田浩樹君) (議案書にて朗読)

1. 議 長 (野口陽輔君) 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 4 号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管 理 者 (土井一憲君) ただ今、議題となりました議案第 4 号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部改正により、本条例において引用する同法の条項について、規定の整備を図りたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長 (野口陽輔君) 引き続きまして、議案第 4 号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長 (北崎文雄君) ただいま議題となりました、議案第 4 号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例につきましては、構成両市のうち四條畷市の 3 月議会に上程されております内容と同様

のものでございます。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正により、本条例において引用する同法の条項について、規定の整備を図るため、条例を制定しようとするものでございます。

それでは、議案書の議案第4号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、参考資料の新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと存じます。

説明につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。参考資料の12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条中引用する条項である「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものでございます。

議案書をご覧いただきたいと存じます。附則につきましては、この条例の施行期日を平成28年4月1日とすることを定めてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明とさせていただきます。

1. 議 長（野口陽輔君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（野口陽輔君） 日程第7、議案第5号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第5号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管 理 者（土井一憲君） ただ今、議題となりました議案第5号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 引き続きまして、議案第5号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました議案第5号非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例につきましては、構成両市のうち交野市の3月議会に上程されております内容と同様の

ものでございます。本案につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例を制定しようとするものでございます。

それでは、議案書の議案第5号非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、参考資料の新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと存じます。

なお、内容の説明は、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、参考資料の14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。まず、第5条第1項の表中、障害厚生年金等の欄の「0.86」を「0.88」に改め、次に、18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じます。第5条第2項の表中、障害厚生年金等の欄の「0.86」を「0.88」に改めるものでございます。

議案書をご覧いただきたいと存じます。附則におきます第1項では、この条例の施行期日を平成28年4月1日とすることを定めてございます。第2項では、この条例の改正による、改正後の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定の適用について、経過措置を定めてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

1. 議 長（野口陽輔君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって議案第5号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（野口陽輔君） 日程第8、議案第6号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、議案第6号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました、議案第6号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

この補正予算（第3号）は、歳入歳出の予算の補正、継続費の年割額の変更、地方債の変更となっております。

それでは、内容につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億4,149

万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13億4,606万6,000円としようとするものでございます。

次に、継続費の補正につきまして、第2表、継続費補正でご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)建設事業費、(事業名)新ごみ処理施設建設工事等事業でございますが、総額に変更はございませんが、平成27年度に実施設計の協議が整ったことによる工事費の各年度の出来高が整理できたことや、平成27年度の施設建設工事費の出来高が確定したこと、それに伴う施設建設工事設計施工監理業務委託費の確定、また交野市の水道局で行っていた水道工事の、平成27年度の入札差額や実績に基づく負担金の変更に伴いまして、年割額を平成27年度で13億3,765万5,000円から6億4,359万8,000円に、平成28年度で83億1,456万4,000円から、50億7,469万1,000円に、平成29年度で12億1,186万円から51億4,579万円に、それぞれ変更しようとするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。第3表、地方債補正でございますが、継続費補正でもご説明申し上げましたが、平成27年度の施設建設工事費の確定や、設計施工監理業務委託費の確定、また、水道工事の負担金の変更に、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の確定に伴う負担金の変更に伴いまして、衛生債では補正前の限度額8億6,780万円から、3億320万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書にてご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。まず、歳入でございますが、(款)分担金及び負担金、(項)分担金、(目)清掃施設組合分担金ですが、補正前の額9億62万3,000円から1億3,712万円を減額補正し、7億6,350万3,000円としようとするものでございます。四條畷市でございますが、6,064万7,000円の減額、交野市でございますが、7,647万3,000円の減額となっております。

次に、(款)諸収入、(項)(目)雑入でございますが、補正前の額10万円に、17万4,000円を増額補正し、27万4,000円としようとするもので、これは主に、焼却施設整備工事に伴う電気・水道代などでございます。

次に、(款)国庫支出金、(項)国庫補助金、(目)建設事業費国庫補助金でございますが、継続費補正でもご説明いたしましたように、平成27年度の施設建設工事費の出来高の確定や、設計施工監理業務委託費の確定、また、水道工事の負担金の変更に伴いまして、補正前の額3億778万1,000円から3,994万7,000円を減額補正し、2億6,783万4,000円にしようとするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)組合債、(目)衛生債でございますが、地方債補正でもご説明いたしましたように、平成27年度の建設工事費の確定や、設計施工監理業務委託費の確定、また水道工事の負担金の変更に、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の確定に伴う負担金の変更に伴いまして、補正前の額8億6,780万円から5億6,460万円を減額補正し、3億320万円としようとするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、(款)総務費、(項)総務管理費、(目)一般管理費でございますが、補正前の額1億3,709万6,000円から30万8,000円を減額補正し、1億3,678万8,000円としようとするものでございます。

その内容でございますが、給料で、人勸に伴う給与改定による増で5万円を、職員手当等で、給料と同様に人勸に伴う地域手当及び期末勤勉手当等の増で76万5,000円を増額しようとするもので

ございます。共済費で、給料や職員手当等と同様に人勸に伴う増や、共済組合の率の当初見込みとの実際の差に伴う減で41万4,000円を減額しようとするものでございます。また、負担金、補助及び交付金では、派遣職員の当初見込みと実際の差に伴う減として、派遣職員負担金70万9,000円を減額しようとするものでございます。

次に、(款)衛生費、(項)清掃費、(目)ごみ処理費でございますが、補正前の額5億3,789万6,000円から2,686万6,000円を減額補正し、5億1,103万円としようとするものでございます。

その内容でございますが、給料で、総務費と同様に人勸に伴う給与改定による増で12万5,000円を、職員手当等で、給料と同様に人勸に伴う地域手当及び期末勤勉手当の増と、職員の転居に伴う住居手当や勤務日数に応じた特殊勤務手当の減で128万円を増額しようとするものでございます。共済費で、総務費と同様に人勸に伴う増や共済組合の率の当初見込みとの実際の差に伴う減で72万1,000円を減額しようとするものでございます。

次に、需用費は、今後の見通しにより、消耗品費の公害対策薬品で562万6,000円と、光熱水費で1,298万9,000円の合計で1,861万5,000円の減額を、委託料で669万6,000円の減額をしようとするものでございます。次に、工事請負費では、工事の確定により223万9,000円を減額しようとするものでございます。

次に、16ページ、17ページをご覧いただきたいと存じます。(款)(項)建設事業費、(目)新炉建設事業費でございますが、補正前の額13億6,578万1,000円から7億133万7,000円を減額補正し、6億6,444万4,000円としようとするものでございます。

その内容でございますが、先ほどの継続費や地方債でもご説明申し上げましたように、平成27年度の施設建設工事費の出来高が確定したことや、設計施工監理業務委託費の確定により、委託料で256万円を、工事請負費で6億2,610万円を減額しようとするものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金では、交野市水道局で行っていただいている水道工事の実績に基づく負担金の変更に伴う減額とともに、関西電力株式会社に行っていただく予定の、新ごみ処理施設の電力に係る送配電設備工事について、協議により工事の実施が今年度から来年度に変更となったことなどにより、合計で7,267万7,000円を減額しようとするものでございます。

次に、(款)(項)公債費、(目)利子でございますが、補正前の額1,819万8,000円から398万2,000円を減額補正し、1,421万6,000円としようとするものでございます。

この一時借入金につきましては、財源に不足が生じた場合についての手立てとして一時的に借入れをするものでございますが、結果的に一時借入をする事がなくなったため、全額を減額しようとするものでございます。

次に、(款)(項)(目)予備費でございますが、補正前の額1,000万円から900万円を減額しようとするものでございます。これは、老朽化する本施設の緊急補修工事等が発生した場合に、迅速に対応できるよう、平成25年度から予備費を増額させていただいております。予備費を充当するまでの緊急補修工事が無い見込みとなったものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第3号)についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 議長(野口陽輔君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はご

ございませんか。

1. 2番(山本 景君) はい

1. 議長(野口陽輔君) 2番山本議員

1. 2番議員(山本 景君) 当該説明書の最後の22ページの所の給与及び職員手当の状況、及び期末手当・勤勉手当についてお伺いをいたします。確かに今回は、人事院勧告に基づいての引き上げとなりますけれども、あくまで国の制度での人事院勧告としての引き上げでございますが、それに対してどのような対応をとるのかというのはそれぞれの市町村の財政状況等を踏まえた対応、検討結果に基づくものと、そのように考えております。例えば大阪府のように一部見送ったっていう例もございます。今回、四條畷と交野市の清掃施設組合となりますと、私の地元の交野市の財政状況につきましましては引き続き非常に厳しい状況等ありますので、やはりそのまま人事院勧告どおり引き上げるということに関しましてはですね、結論としてこれ、分担金の増加にもつながることを考えますと、一部見送り等対応すべきであると、そのように考えますが、それにつきまましてのご所見をお伺いをいたします。

1. 議長(野口陽輔君) 奥田次長。

1. 事務局次長(奥田浩樹君) 本組合の給与につきましては、本組合の一般職の給与に関する条例におきまして、職員の給与は四條畷市の一般職の職員の給与に関する条例の例によるというふうに規定されてございまして、今回、平成28年3月の四條畷市議会におきまして四條畷市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましましては可決をされております。その例による事になりますので、本組合の職員につきましても給与の引き上げということになりますことから、今回の補正予算を反映して上程をさせていただいたものでございます。以上でございます。

1. 議長(野口陽輔君) 2番山本議員。

1. 2番議員(山本 景君) 再質問となりますけれども、今の制度については理解はいたしました。ただですね、今の制度だと四條畷市が引き上げるとこの本組合の給与等も引き上げられ、結果的に交野市もその分お金を払うという、そのような感じに、考え方にもなりかねないかなと思いますけれども、それについてどのように考えてるのか。要は、別に四條畷だけ習って引き上げると違和感があると思うんで、その点に関して、なぜそういうふうになっているのかご所見をお伺いいたします。

1. 議長(野口陽輔君) 奥田次長。

1. 事務局次長(奥田浩樹君) 今のご質問でございますけれども、これまで給与につきましては四條畷市の給与条例の例によるということで行ってまいりました。これまでの議会の中でも申しますように、組合独自の条例を今後、新炉稼働に向けて制定してまいりたいということで考えておりました、この給与条例につきましても今、準用しているということでございますので、こちらの方につきましても新ごみ処理施設の稼働までに独自の給与条例を制定していきたいと、このように考えてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 議長(野口陽輔君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(野口陽輔君) これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 2番議員（山本 景君） 異議あり。

1. 議長（野口陽輔君） お諮りいたします。議案第6号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

1. 議長（野口陽輔君） 起立多数であります。よって議案第6号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）については、可決されました。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第9、議案第7号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、議案第7号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました、議案第7号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算につきまして、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、予算書をご覧くださいと存じます。時間の関係上もございまして、主な部分のご説明とさせていただきますので、よろしくご承いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を57億1,744万4,000円としようとするものでございます。

次に、第2条、継続費につきましては第2表で、第3条、地方債につきましては、第3表でご説明させていただきますと存じます。4ページ、5ページをご覧くださいと存じます。

第2表、継続費でございますが、統一的な基準による地方公会計を進めるにあたり、平成29年度までに統一的な基準による財務書類等をすべての地方公共団体において作成する必要があることから、本組合においても、これらに対応するため、平成28年度及び平成29年度の2カ年の継続費を計上させていただくものでございます。

その内容でございますが、(款)総務費、(項)総務管理費、(事業名)新公会計制度対応支援等業務で、総額が1,290万5,000円、年割額につきましては平成28年度で878万円、平成29年度が412万5,000円としてございます。

次に、6ページをご覧くださいと存じます。第3表、地方債でございますが、新ごみ処理施設建設工事等事業及び、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の財源といたしまして、28億1,310万円の地方債を発行しようとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明を申し上げます。12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、(款)分担金及び負担金、(項)分担金、(目)清掃施設組合分担金でございますが、前年度と比較しまして、2億5,541万円増の11億8,471万7,000円を計上させていただきます。その内訳でございますが、四條畷市は前年度と比較しまして1億986万9,000円増の5億3,297万円、交野市は1億4,554万1,000円増の6億5,174万7,000円となっております。次に、(款)(項)(目)繰越金でございますが、前年度と同額の1,000円を計上させていただ

いてございます。

次に、14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) 諸収入、(項) (目) 雑入でありますが、前年度と同額の 10 万円を計上させていただいてございます。次に、(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 建設事業費国庫補助金でありますが、前年度と比較しまして 14 億 1,174 万 5,000 円増の 17 億 1,952 万 6,000 円を計上させていただいてございます。次に、(款) (項) 組合債、(目) 衛生債でありますが、前年度と比較しまして、19 億 4,530 万円増の 28 億 1,310 万円を計上させていただいてございます。この内容は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債で 90 万円、新ごみ処理施設建設工事等事業債として、28 億 1,220 万円を計上いたしてございます。

次に、16 ページ、17 ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。まず(款) (項) 議会費、(目) 組合議会費でありますが、前年度と同額の 259 万 6,000 円を計上させていただいてございます。

次に、18 ページ、19 ページでございます。(款) 総務費、(項) 総務管理費、(目) 一般管理費でありますが、前年度と比較しまして、1,433 万 8,000 円増の 1 億 4,250 万 8,000 円を計上させていただいてございます。

主な内容でございますが、前年度と比較して増減の多い費目について、ご説明を申し上げます。まず、人件費では人勧に伴う増、職員の昇給や共済費の率の変更、また平成 27 年度中 1 名の異動と、平成 28 年度 1 名の異動見込みなどによる増で、給料で 3,462 万 6,000 円を、職員手当等で 2,297 万 4,000 円を、共済費で 1,459 万 8,000 円をそれぞれ計上させていただいてございます。

次に、20 ページ、21 ページをお開きいただきたいと存じます。委託料でございますが、先ほどの継続費でもご説明いたしましたように、平成 29 年度までに統一的な基準による財務書類等をすべての地方公共団体において作成する必要がありますことから、新たに新公会計制度対応支援等業務委託料を計上させていただいております。前年度と比較して 877 万 4,000 円増の 1,427 万 2,000 円を計上させていただいてございます。

次に、22 ページ、23 ページをお開きいただきたいと存じます。負担金、補助及び交付金でございますが、派遣職員 6 名が新ごみ処理施設建設事業の進捗により、平成 28 年度からは 2 名減となりますことから、派遣職員の人件費に係る負担金の減に伴うものなどで、前年度と比較して 1,477 万円減の 4,347 万 3,000 円を計上させていただいてございます。

次に、24 ページ、25 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) 衛生費、(項) 清掃費、(目) ごみ処理費でございますが、前年度と比較しまして、1 億 2,417 万 8,000 円減の 4 億 3,306 万 1,000 円を計上させていただいてございます。

主な内容でございますが、人件費では総務費と同様に人勧に伴う増、職員の昇給や共済費の率の変更、新規採用職員 2 名分の増、それと総務費でもご説明したように職員 2 名の異動に伴う減などに伴い、給料で 7,761 万 6,000 円を、職員手当等で 5,890 万 2,000 円を、共済費で 3,419 万 5,000 円をそれぞれ計上させていただいてございます。次に、需用費でございますが、前年度と比較して 355 万 5,000 円減の、1 億 4,979 万 5,000 円を計上させていただいてございます。これは、主に平成 28 年から原油価格が下がり、発電に伴う燃料調整費がマイナスになってきている状況や、電気代の単価が減少したことから電気代が減額となるのが原因となっております。

次に委託料でございますが、新ごみ処理施設の稼働を間近に控えており、現有施設の今後の稼働



年数を勘案し、焼却施設年次点検業務や工事設計業務を実施しないことにしたことや、各機器類の点検内容や項目等の縮小に伴うものなどにより、前年度と比較して2,528万4,000円減の、8,008万4,000円を計上させていただいております。

次に、26ページ、27ページをお開きいただきたいと存じます。工事請負費でございますが、現有施設の今後の稼働年数を勘案し、整備工事内容を最小限とすることにより、前年度と比較して9,664万8,000円減の2,644万5,000円を計上させていただいております。なお、平成28年度に実施する工事箇所等につきましては、参考資料の方にお示しをさせていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、28ページ、29ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)建設事業費、(目)新炉建設事業費でございますが、前年度と比較しまして、37億2,892万1,000円増の50億9,470万2,000円を計上させていただいております。

主な内容でございますが、まず委託料でございますが、前年度と比較しまして、853万9,000円増の4,534万7,000円を計上させていただいております。

前年度から引き続きの、新ごみ処理施設建設工事設計施工監理業務委託3,989万円と、新たに新ごみ処理施設関連事業用地測量等業務委託の539万7,000円を計上させていただいております。これは、関連事業用地の今後の整備計画に向けた平面図や縦断図、横断図の作成に係る測量等を行うものでございます。

次に、工事請負費でございますが、前年度と比較しまして37億2,696万5,000円増の48億8,810万円を計上させていただいております。新ごみ処理施設建設工事につきましては、平成28年度からは建築工事やプラントの機器製作等に入っていくことになってございます。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、前年度と比較して1,225万5,000円増の1億6,036万6,000円を計上させていただいております。

内容でございますが、前年度に引き続きの、新ごみ処理施設の給水に伴う水道工事等負担金として、1億4,670万1,000円と、平成27年度の実施予定でございました、新ごみ処理施設の電力に係る送配電設備工事について、平成28年度に関西電力株式会社において、工事を行っていただくことに伴う工事費負担金として、718万3,000円を計上させていただいております。また、新ごみ処理施設の給水に伴う水道工事が、平成28年度中に完了し、給水装置の新設をすることに伴い、交野市水道局に対して、給水に係る分担金を支払う必要があることから、新たに、新ごみ処理施設の給水に係る分担金として648万円を計上させていただいております。

次に、30ページ、31ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)公債費、(目)元金でございますが、平成12年度に借入れました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る償還が終了しますが、平成24年度に借入れました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る償還金の償還が始まることに伴い、前年度と比較して1万円減の1,598万2,000円を計上いたしてございます。

次に、(目)利子でございますが、平成12年度に借入れました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る償還が終了しますが、平成28年度に借入れました新ごみ処理施設建設工事等事業債に係る利子や大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る利子、また平成28年度は一時借入金の借入れをしないことで、前年度と比較して661万1,000円減の1,859万5,000円を計上いたしてございます。

次に、(款)(項)(目)予備費でございますが、前年度と同額の1,000万円を計上させていただいております。これは、衛生費の工事請負費でご説明いたしましたように、平成28年度の工事請負費は最小限とすることにしておりますが、現有施設は老朽化が著しく突発的な工事が発生したときに対応できるように計上させていただくものでございます。

以降のページでございますが、32ページから42ページにつきましては給与費明細書を、44ページから45ページには継続費の調書を、また、46ページ、47ページには地方債の調書を、それぞれお示しさせていただいております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第7号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についての、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長(野口陽輔君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1. 12番(岸田敦子) はい

1. 議長(野口陽輔君) 12番岸田議員

1. 12番議員(岸田敦子君) いつも質問させて頂いております、周辺地域の住民との協議に関して、現在どうなっているかという状況をお伺いしたいのと、あと、ごみ処理施設の余熱を利用して地域還元施設を建設するというふう聞いておりますけれども、これの現段階での進捗状況をお伺いしたいと思います。この2点だけ質問させていただきます。

1. 議長(野口陽輔君) 奥田次長。

1. 事務局次長(奥田浩樹君) まず、周辺地域との会合についてでございますが、平成27年度におきましては、各市域とも新ごみ処理施設の概要の説明及び工事の進捗状況、並びに事後調査に係る環境測定結果の報告などが主な内容となっております。

現在は、四條畷市域、交野市域におきまして新ごみ処理施設が完成し、施設が稼働する折に周辺地域と環境保全に関する協定に向けた協議を行っておるところでございます。なお、生駒市域につきましては今後協議を行っていく予定としております。

次に、地域還元施設の取り組み状況でございます。地域還元施設につきましては四條畷市、交野市と組合で、協議調整を図りながら設置場所について協議をし、現在設置場所についての地権者との交渉を行っておられるというところではありますが、合意には至っていない状況でございます。

今後、設置場所が決まれば設置運営主体、施設の内容と規模など、具体的な検討を行うこととしております。以上でございます。

1. 議長(野口陽輔君) 12番岸田議員。

1. 12番議員(岸田敦子君) 住民との協議は続けておられるという事で、引き続き、これに関しては親身に対応をお願いします。あと、地元還元施設に関して、ちょっといくつか再質問したいと思いますけれども、今、答えの中で3団体が協議されているということでした。その中に住民が入っておられないということかどうかが、また地域住民、地元住民の方にその進捗状況というのをしっかりと説明しておられるのかどうか。今後のスケジュールとしては今の段階でどのような状況なのかという、この3点だけ再度お伺いしときたいと思います。

1. 議長(野口陽輔君) 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 先ほどのご答弁の中で四條畷市、交野市、それと組合と協議をしていると。この今の段階での地元団体との協議っていうのは当然まだ入ってございません。それと、用地交渉ということで、しておるとい状況の中でございますので、この具体的な部分の状況説明っていうのは地域にはまだ出来ない状況であるということで、その辺についても状況の説明もまだ出来ていないということです。あとスケジュールにつきましては、この施設は余熱利用という形でございますので、施設が稼働してから以降の稼働という形になります。ただ、今こういう状況でございます。これから施設建設計画あるいは工事としてもですね、まだ数年はかかる事業であろうと考えてございます。以上でございます。

1. 議 長（野口陽輔君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） これをもって質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 2番議員（山本 景君） 異議あり。

1. 議 長（野口陽輔君） お諮りいたします。議案第7号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

1. 議 長（野口陽輔君） 起立多数であります。よって議案第7号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、可決されました。

1. 議 長（野口陽輔君） 日程第10、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、管理者より同意第1号についての提案理由の説明を求めます。管理者。

1. 管理者（土井一憲君） ただ今、議題となりました同意第1号監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本組合監査委員、識見者の中から選任すべき委員、山口幸三氏は、平成28年7月5日付けにて任期満了であります。適任と認め引き続き選任いたしたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 提案理由の説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。同意第1号監査委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって同意第1号監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第11、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。

なお、本組合議会申し合わせ事項により、質問者の質問時間は15分以内となっております。ただ今から順次質問を許可します。2番山本議員。

1. 2番議員（山本 景君） 議長のお許しのもと、本定例会にて通告に従いまして質問を始めます。本清掃施設組合では現在、新焼却場の建設を私市9丁目にて行っておりますけれども、これに際しまして、国から補助金の交付を受ける予定でございます。まずは補助金の内容及び額についてまず伺いをいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 新ごみ処理施設整備事業におきまして、平成20年度から国の循環型社会形成推進交付金を受けながら事業を進めてございます。本組合の新ごみ処理施設整備事業で、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業となる内容でございますが、廃棄物処理施設整備事業実施の為に必要な調査、計画、測量、設計、及び周辺環境調査等に関する費用などの施設整備に関する計画支援事業、それと、施設の新設に要する費用の、粗大ごみ、不燃ごみや資源ごみなどを処理するマテリアルリサイクル推進施設整備事業及び可燃ごみを処理する高効率ごみ発電施設整備事業でございます。これまでの交付金のそれぞれの額でございますが、施設整備に関する計画支援事業に対する交付金は1億117万5,000円、マテリアルリサイクル施設整備事業に対する交付金は1億54万5,000円、高効率ごみ発電施設整備事業に対する交付金は1億79万6,000円となっております。

なお、平成27年度の交付金につきましては平成28年4月に交付される予定となっております。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 2番山本議員。

1. 2番議員（山本 景君） 今の答弁でですね、ポイントだと思っているのがマテリアルリサイクルの補助金の交付のところ、条件としてはですね、缶とびんになっているということであって、別にプラごみが対象になっているわけではないという事でございます。私はこれは北河内4市リサイクルの件を踏まえまして、交野市につきましてはですね、廃プラについてもですね、焼却をしたほうが良いのではないかと、そのような立場に立って質問を繰り返して参りました。残念なことなんですけれども、今のところ、これに関しての明確な回答は得られておりません。

しかし、これまでの理事者の私への対応等を踏まえますと年間、これ詳細を言うと長くなってしまいますので、これまでの答弁等々重複いたしますが割愛いたしますが、100万円以下の費用で北河内4市リサイクルに交野市が年間支払っている分担金から公債費を除いた約4,400万円が軽減できるということが思慮されます。廃プラ等の焼却の影響をより詳細には調査いたしましたところ、これ結局国の交付金どのような影響を与えるかということなんですけれども、今の答弁でもそうなんですけれども、缶・びんなどを処理しているという条件でマテリアルリサイクル推進施設整備事業に対する交付金が1億54万5,000円なんで、これは別にプラごみ燃やしたからといって返還する必要が生じるわけではありません。

つまりこれ、今から、もし今後プラごみの焼却の枠組を変えたからといって交付金、補助金に影響

響を与えないという事でございます。そうした事を考えますと、改めて質問となりますけれども、廃プラ等やはりこれは経済合理性のところをかなり重視した考え方にはなるんですけども、これ焼却した方が良いのではないかなと思うんですけど、その点に関して合わせてお伺いいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） これまでもですね、組合議会の中で申し上げますように、構成両市が廃プラ等の処理につきましては、マテリアルリサイクルをすることで北河内4市リサイクル施設において処理することとされてございます。本組合の新ごみ処理施設には搬入しないということになってございますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 2番山本議員。

1. 2番議員（山本 景君） 毎回の答弁となってしまうんですけど、やはり私は一番重視すべき事はやはり地方自治法第2条14項、ここにですね、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない、そのように明記されております。じゃあ何が最少の経費かと考えた場合、私はこれが廃プラ等を焼却をした方が、この焼却場のケースでは当てはまるとそのように考えております。

もしこれ最少の経費を行政がやっていた場合、これはいろんなケースも考えられますけれども、例えば監査請求されたりとか、そうした可能性も出てきたりとか、そうしたこともやはり考えますと廃プラ等については焼却をすべきだとそのように私は考えております。

それでこの話は終わって、次に、また全然違う話になるんですけども、交野市と四條畷市、こちらの施設の国旗掲揚に関してお伺いしたいんですけども、交野市も四條畷市も日本国に属する一地方公共団体でございます。従いましてその施設に国旗を掲揚するっていうのは、私は当たり前であるとそのように考えております。私の地元の交野市においても原則、施設においては国旗を掲揚しております。しかし交野市と四條畷市の設立した一組である本清掃施設組合にはこちらの施設には現状掲揚をされておられません。私が小学生の時、ここ来た事ありますけど、その時も国旗は掲揚されてなかったとそのように記憶をしておりますけれども、なぜこうなるのか、お伺いをいたします。また、現在、新焼却場の建設されておりますけども、そちらに対しては少なくとも国旗を掲揚すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 現有施設におきましては、施設稼働当初から国旗を掲揚する設備環境が整ってございません。これまで国旗を掲揚する慣例がなかったもので現在に至ってでございます。新ごみ処理施設におきましては、国旗を掲揚できるよう環境整備を図る予定にしております。以上です。

1. 議長（野口陽輔君） 2番山本議員。

1. 2番議員（山本 景君） ご答弁ありがとうございます。新施設においては国旗掲揚なされて、そして単に掲揚するだけじゃなくてですね、業務の開始に掲げて業務終了の時に下ろすっていうのが一般的な、一般的というか国際的な国旗の取り扱いとなっておりますので、それに則った対応をなされますよう要望をいたします。

続いてですね、民間委託の観点で質問したいんですけども、交野に関して言うとですね、リサイクルセンターと寺の作業所の機能というのは、新焼却場、新しい私市の方に移行されることが決ま

っております。交野市リサイクルセンターって言うのはじゃあ何をやってるかっていうと、空き缶とか空きびんとか鍋とかやかんとかフライパンとか、そうした資源ごみの中間処理をやっていると。またこれ寺の作業所に関しては蛍光管の中間処理だったり廃プラ等の残渣の中間処理だったり、あと粗大ごみの中間処理、あと可燃性粗大ごみの中間処理、そうしたことをやっております。新焼却場が稼働すると両施設共、民間活用化が有効に、寺作業所も交野市のリサイクルセンターもですね、一定民間が手を、交野では活用しているわけなんですけども、新焼却場が稼働して直営化ってなると、逆に元に戻ってしまうって事になってしまうかなと、そのように考えるわけなんですけど、こうした現在交野市がやっているリサイクル関係のですね、業務についてはやはりこれは民間委託すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

合わせて、新焼却場の運営に関しての事なんですけども、出来る限り民間でできる事は民間でし、新焼却場の建設に、分担金が増えるのはこれは仕方がないと思うんですけども、その増えるところを抑制をすべきと考えますが、その点についてご所見をお伺いいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 新ごみ処理施設におきましては、リサイクル施設の運転管理や選別作業につきましては委託で行う事で考えてございます。また熱回収施設の運転管理や施設の維持管理につきましては、これまで現有施設を45年以上にわたり、職員において適正な運転管理、施設維持管理を行ってきました実績もあり、新ごみ処理施設におきましては安全で安定した施設の運営を図るべく組合職員で行うことを基本として考えてございます。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 2番山本議員。

1. 2番議員（山本 景君） 答弁としては、リサイクル施設の関係については民間委託をするんですけども、他の施設の所に関しては従来通り組合の職員でやるという答弁でしたが、この際改めて質問はしませんけども、要望になりますけども、一部民間委託する時に関してなんですけども、民間委託するとなると、公募とか入札かそうした事をされるという事になると思います。私の地元の交野市の事情になるんですけども、一般廃棄物を処理してる交野市に本社がある事業者っていうのは実はないんです。ないっていうことは結果として入札、公募等やったら市内業者っていうのがもう全くない状況なんで、そうした事情等も考慮した事業者の選定、実際具体的にどうするのかっていうのは理事者の側にて協議をすべきだと思うんですけど、事情も考慮したご対応をなさいますよう要望いたしまして次の質問に移ります。

次なんですけども、ここの今のエコクリーンセンターの跡地に関してなんですけども、新焼却場の稼働に伴うエコクリーンセンター、こちらの跡地に関しては施設の性質上、一定の安全性をまずは確認をする必要があると。その上で有効に活用すべき、そのように私は考えますけども、今のところどのような跡地の活用を考えるのか、ご所見をお伺いをいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 現有施設の跡地利用につきましては、現有施設の解体に関連してまいりますので、平成28年度から現有施設の解体計画、及び跡地利用計画を構成両市とも協議、調整するという形の中で検討してまいりたいと考えてございます。

1. 議長（野口陽輔君） 2番山本議員。

1. 2番議員（山本 景君） ポイントとして平成28年度からということなんですけども、確かにここ

非常に場所的にもですね、高いところにある。私も今日、来るのが大変苦勞いたしました。このような場所であるという事と、焼却場っていうところは、やはり燃やした時の排ガス等のこの地への影響等、様々な非常に難しい跡地利用、課題が残るのかなとそのように思うんですが、それだけ難しいことが、やはりあるというんだったら平成 28 年度から現有施設の解体計画及び跡地利用計画を構成両市とも協議、調整というのではなくてですね、新炉の計画の段階で合わせて私、検討すべき事項だったとそのように考えてるんですけど、その点のご所見をお伺いをいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まず新ごみ処理施設整備事業につきましては、長年の懸案事項であり、施設建設の早期実現に向けてこの事業に集中的に取り組んでおりました経過がございます。現有施設の跡地利用等につきましてはですね、この新ごみ処理施設の完成後の事業となることもあります。建設工事の取り組みが進んだ段階で具体的な検討に入っていくという形で予定してございましたので、ご理解を頂きたいと思えます。

1. 議長（野口陽輔君） 2 番山本議員。

1. 2 番議員（山本 景君） 以上を持ちまして私の一般質問を終了いたします。

1. 議長（野口陽輔君） これにて山本議員の一般質問を終結します。6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 2 点について質問させていただきますが、1 つは新ごみ処理施設についてということで、1 点目はダイオキシン類の基準値の低減への見直しについてです。新ごみ処理施設における基本設計のダイオキシン類の排出基準は法令基準 1 ng に対しまして、当施設の自己規制値は 0.1 ということで定められているわけですが、この基準が実施設計の段階で 0.01 に変更されております。排出基準の低減への見直しについてはもちろん地元の要望も以前から出てるわけで、議会でも申し上げておりますので、これは歓迎致すところですが、この間、清掃組合としてこのダイオキシンの規制に向けて調査研究していただいて来たかとは思いますが、この低減見直しの経緯について、また対策がどう変わるのかをお尋ねいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 新ごみ処理施設におきましては、最新の機器を導入することから、請負業者と実施設計協議を行ってまいりました。その中でダイオキシン対策として薬品を大量に使用することや、バグフィルターなど機器の増設などが不要である、今後の維持管理費に影響がないことを確認できたことにより、ダイオキシン類をバグフィルター出口で 0.01ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> となる設計値の焼却炉を設置することにいたしましたのでございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 低減見直しということでは一歩、私は前進したかなという思いがあるんですが、実施設計でのダイオキシン類の低減の見直し、この定義が先ほどの答弁でも頂きましたが、業者と協議を進めてきたということなんですが、地元からの要望とか議会からの、そういう要望が本当に反映されたのかどうか、この辺いまひとつ経緯が伝わってこないという、そういう思いを持っておるところなんですが、組合からの説明ではプラントメーカーから自主基準値をクリアするには実施設計値を 0.01 とするとの提案があったという事で聞いておりますが、数値への見直しについてこれまで組合の働きかけ、またどのように決定されたのかお尋ねいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 組合としまして、自主基準値 0.1 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> 以下としていますことから、この自主基準値が守れるよう焼却しなければならないと考えてございます。また、薬品を大量に使用するとかバグフィルターを増やすなどの今後の維持管理経費などが増加しないかということなども含めまして実施設計協議をしましてまいりました。薬品の大量使用や機器の増設などが無いことが確認できましたのでバグフィルター出口でのダイオキシン類が 0.01 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> となる設計値の最新の焼却炉を設置することを決定いたしましたものでございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） これまで組合の方からは基本設計での自主基準値で 0.1 の設定はごみ質の変動があったとしても安定した運転ができる値であるとか、また、現況の環境を悪化させる数値ではないと、こういう答弁があったわけですが、更に排出基準値を厳しくすると、インシヤルコストとかランニングコストが増加すると、こういうことでコスト面での負担も言われるなど、どちらかと言えば消極的な正当性に聞こえかねない私としては受け取り方をしてるわけですが、何がどう変わったのかという思いが何となく強くあるんです。では仮に、住民の方から要望が、ダイオキシン類基準値の低減見直しの声がなかったりとか、コストも嵩むとなると見直しはされていなかったのではないかなということ、そういう思いもあるんですがその辺はどうでしょう。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 組合はこれまでも新ごみ処理施設につきましては、最新技術の機器を導入すると申し上げてございました。地元からの要望がなくとも実施設計協議において環境に負荷が少ない最新の焼却炉を設置することには変わりはありません。また、最新の焼却炉を導入するにあたっては、その処理施設から排されるダイオキシン類の対策について排ガス、焼却灰、飛灰までトータルに考える必要がございます。最終処分場への依存の低減、経済性なども考慮しなければならないと考えてございます。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 組合としても環境に負荷がない焼却炉という事で、有害物質の排出制限をしたり削減をしたりと、こういう答弁ではあります。今後につきましてもね、住民の不安を少しでも安心に換えるということでは必要な予算の投入ということも含めまして健康や環境を守ることを優先にする、こういう立場で稼働後も私はこの新ごみ処理施設については操業を進めていきたい、この事ははっきりと答弁していただきたいと思っております。

次に、実施設計での基準値の低減されるわけで、それによる影響といたしまして、地表面に着地した場合の濃度の影響はどう変わるのかをお尋ねいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 排出基準の低減対策を図ることによりまして地表面に着地した場合の濃度は低くなるものと考えてございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 数値としてはそういう事だ出せないというお話もお聞きしたんですが、濃度が抑えられるという事は変わりありませんので、環境への負荷は少しでも減ったかなというふうに思っております。

次に、実施設計値が変更されたわけですから、当然組合の自主規制値も現在の 0.1 から変更すべ



きではないかと思うんですが、その辺りはどうでしょう。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 自主基準値につきましては、これまで環境影響評価を行った数値であり、その結果、大気汚染に関し定められた目標の達成維持に支障を及ぼさないということが評価されてございます。また、大阪府への新ごみ処理施設におけるダイオキシン類の基準値を 0.1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> で届出を出しておりますことから、これらを根拠として組合でこの数値を定めたものでございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） ダイオキシン類の自主規制の設定については組合の方から、厳しい計画値として法令基準値の 1 ng の 10 分の 1 の 0.1ng を自主基準と設定したという事で説明されてきたわけですね。10 分の 1 とするならば、今後も自主規制値については 0.01 というふうに改めるべきじゃないかなという事で意見として申し上げておきます。

この質問で最後のところですが、大阪府下で稼働中の焼却炉のうち本市の組合がダイオキシンの制限見直しされたわけですが、0.01 に設定されている施設はどれぐらいあるのでしょうか。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 調べましたところ、大阪府内でのごみ処理施設での排出基準を 0.01 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> で定めてる施設はございませんでした。以上です。

1. 議長（野口陽輔君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 2 年前の資料では、府下で稼働中の 88 の施設のうち 74% は規制値が 0.05 という事になっておりまして、今おそらく建設が予定されている多くの施設では 0.01 の、そういう値の設計になっているという事を紹介をさせていただきます。

次に、環境保全に係わるという地域連絡協議会、この設置についての質問なんですが、環境保全に係わる地元との連絡協議会の設置ということで、交野の妙見東自治会に対しまして 25 年度末に市より連絡協議会の要綱案というものが示されたということで聞いておりますが、その内容及び設置に向けた、この間の取り組みについてお尋ねいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 環境保全連絡協議会につきましては組合では各市 1 つの協議会を設置したいと考えがございまして。交野市から示された要綱案につきましても交野市域では妙見東地区、それと私市地区の 2 地区と交野市及び組合の行政が入った協議会を設置したいということで、これまで妙見東自治会と協議を行ってまいったところでございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 組合も交野市の方も、この連絡協議会を市内で 1 つにしたいと、こういう意向をお持ちなようですが、私市とか妙見東のそれぞれの地域は分かれて協議会を持ちたいと。これは別にわがままでもないし、当然の、私はいろんな思いからあると思うんですが、これが進まないということで上げられてるという事で聞いてるんですが、この連絡会をどうして 1 つにしなければいけないのか、その理由はどういったものなのか、実際、交野でも私市の方は川沿いの地区で、妙見東というのは山を越えた、そういう所で立地条件が違いますよね。そうしたら不安とかまた地域要望も違う、そういうのも当然であって、そういう住民の思いに応えるべきではないかと思うんですが、1 つにしないという理由、そのことについてお尋ねをいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） 組合としましては環境保全に関することは地域限定的なものではなく、周辺地域全般に係ることとありますことから、基本的には交野市域、四條畷市域、生駒市域の全てを1つの協議会としたいという基本がございます。しかし、行政区域等の違いもあることから各市域に1つの連絡協議会を設置したいとの考えから四條畷市域では既に3区と10自治会、合計13自治会等とが1つになった四條畷市環境保全連絡協議会を設置してございます。また、生駒市では14自治会が1つになった生駒市北部地域環境保全等協議会が設置されてございます。交野市域におきましても1つの連絡協議会を設置していただくよう協議をいたしてるところでございます。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） 手元に組合の連絡協議会の要綱案がありますが、組織として私市から4名、妙見東から2名ということであり、あとは組合と交野市合わせて6名の委員構成となっております。先ほども述べましたが施設からの距離、地域の地形によって想定される影響、当然違ってくるのではないかなと思うんです。それを1つにまとめたいというのはあくまでも行政側、組合側の行政の都合では、私はないかなと思うんです。将来的にまとめることはあり得るかなとは思いますが、地元の皆さんは新しいごみ処理施設が建設されて環境の問題とか健康の問題で、いま本当に不安を抱えているわけですが、まずこの不安を解消するというので、安心してもらうという事で組合の誠実な姿勢を示すという点では地元のみなさんのこういう分かれて協議会を持ちたいという部分では尊重すべきだと思っておりますし、ぜひこのことを検討していただきたい。

そしてもう1つ、この要綱案に会議は非公開となっておりますが、理由がない限り公開をぜひ検討していただきたいと思っております。この中で、交野の妙見東自治会とでは独自の提案をされているという事で、懇談も持たれているようですが、その内容に懇談会ということで進められておりますが、その内容はこういった内容なのか、2月にも組合と交野市と妙見東の地域と三者で懇談が持たれたということですが、改めてその提案内容と組合としての考え方をお尋ねいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） 妙見東自治会としましては、単独で協議会を設置したいという考えが独自の提案として仰っておられます。また2月の意見交換会の内容でございますけれども、新ごみ処理施設が稼働したのちの環境保全協定に向けた協定内容について協議を進めるというところでございます。先ほどお話のあった要綱につきましても、その中で協議をするという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） 意見交換会の中で、環境保全についても意見が出されてるかなと思うんですが、こういった内容が出されてるのか、改めて、今ちょっと答弁ではそういうふうな具体的な事もなかったんですが、その辺、組合としての受け取り方、考え方はどうか、お聞きしたいのですが。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） 妙見東地区の提案内容の中心的なものは先ほど議員も仰られた部分でございます。独自に協議会を設置したいという考え方があろうかと思えます。

今後とも、妙見東地区あるいは交野市、組合の三者で引き続き協議を進めてまいりたいと考えてございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 提案って、その独自で持ちたいという事で、入口で止まっているようですが、実際中身については実現化しましたが、ダイオキシンの基準値の低減を求められてきたこと、更には稼働後の環境監視として妙見地域でのモニターの設置等、こういうふうなことも、要望しておられるということを知っておりますね、有害物質のこういうチェック体制は私は本当にやりすぎということはないので、地域のみなさんのそういう不安に応えるためにも努めていただきたいと思いますし、住民のみなさんが当然心配されるのはあたりまえじゃないかと思えます。みなさん本当に地域に、自分の家の前に、そういう施設ができるようになったらいろいろ思われると思います。新炉への建設を拒んでおられるわけではありませんし、これまで通り安心して過ごせる、そういう環境だけを望んでおられるわけですから、住民の健康優先して、先ほども言いましたが、住民に寄り添った、そういう操業のあり方ということで、一層進めて頂きたいと思っております。

引き続き最後の質問で、廃プラごみを含めたごみ処理の在り方についての調査・研究会についてですが、寝屋川市議会で議員からの廃プラごみの処理についての質問がありまして、これに対しまして寝屋川市の方が4市リサイクル施設組合の構成市に対しまして廃プラごみを含めたごみ処理の在り方について調査・研究するための会、この開催に向けて各担当部局に申し入れを行いたいということで、こういう答弁をしたわけですが、この答弁について組合は認識されておられるのでしょうか。また、組合としてどのような関わりが今後考えられるのでしょうか、お尋ねいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まず、寝屋川市議会における答弁につきましては、把握をさせていただきます。廃プラに関しましては、これまでの議会でも申しておりますように、構成両市がマテリアルリサイクルすることで、北河内4市リサイクル施設で処理することとされております。本組合の新ごみ処理施設に搬入をしないこととなっております。このことから現時点で関わるような内容ではございませんので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 意見だけ述べさせていただきますが、2月に寝屋川市が呼びかけをいたしまして、4市リサイクル施設組合の構成市で廃プラごみを含む処理の在り方について調査・研究会が開かれたということで聞いております。4市リサイクルセンターの現状と言いますと、持ち込まれている廃プラのうち、ペットボトルを除く半分ぐらいは再商品化できないという現状がありまして、リサイクルには適さない、コストだけが高くなっているのが廃プラごみの処理現状であるということで、こういう状況です。

大阪府下でも廃プラを焼却している自治体もありますので、本組合議会におきましても複数の議員から廃プラごみの扱いとして焼却の提案がなされております。なによりもこの4市リサイクル施設の周辺の住民のみなさん、いまだに健康被害、これを訴えられ、また心配も続いているわけですから、この新炉建設を機会に廃プラを焼却してごみ発電として利用する、サーマルリサイクルへの切り替えを今後検討していただきたいことを申しまして、質問を終わらせていただきます。

1. 議長（野口陽輔君） これにて中上議員の一般質問を終結します。これにて本会議に付託、付

議されました案件の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（土井一憲君） 第1回定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、条例の制定に関する5議案と、予算に関する2議案、並びに監査委員の選任同意につきまして、慎重なるご審議のうえ、ご可決、並びにご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

新ごみ処理施設建設事業につきましては、この後、事業の進捗状況についてご報告申し上げますが、現在、地盤の掘削工事が完了したところであり、平成28年度には建築工事そしてプラント工事へと取り組みを進めてまいり所存でございます。

また、建設工事の推進にあたりましては、近隣住民の皆様のご理解が重要でありますことから、引き続き事業に関する情報の提供や説明に努めるとともに、安心・安全な工事の実施に努めてまいりたいと存じております。

議員の皆様には、今後とも、新ごみ処理施設整備事業の推進に向け、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

1. 議長（野口陽輔君） 以上をもちまして、平成28年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に15時55分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 28 年 3 月 30 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

野 口 陽 輔

四條畷市交野市清掃施設組合議員

森 本 勉

四條畷市交野市清掃施設組合議員

曾 田 平 治